

[別添3]

II 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転（委託先に伴うものを除く。）

提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲
厚生労働大臣	番号法 第19条第8号 別表 項番1	健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令	健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務で	1万人以上10万人未満	健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定める範囲に
全国健康保険協会	番号法 第19条第8号 別表 項番2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
健康保険組合	番号法 第19条第8号 別表 項番2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上10万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

全国健康保険協会	番号法 第19条第8号 別表 項番3	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
都道府県知事	番号法 第19条第8号 別表 項番8	児童福祉法による養育主親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	番号法 第19条第8号 別表 項番9	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

市町村長	番号法 第19条第8号 別表 項番14	予防接種法による予防接種の 実施、給付の支給又は実費の 徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報で あって主務省令で定めるも の	1万人未満	予防接種法による予防接種の実 施、給付の支給又は実費の徴収 に関する事務であって主務省令 で定める範囲に該当する者
都道府県知事	番号法 第19条第8号 別表 項番22	精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律による診 察、入院措置、費用の徴 収、退院等の請求又は精神 障害者保健福祉手帳の交付 に関する事務であって主務 省令で定めるもの	介護保険給付関係情報で あって主務省令で定めるも の	1万人未満	精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律による診 察、入院措置、費用の徴 収、退院等の請求又は精神 障害者保健福祉手帳の交付 に関する事務であって主務 省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法 第19条第8号 別表 項番23	生活保護法による保護の決定 及び実施又は徴収金の徴収に 関する事務であって主務省令 で定めるもの	介護保険給付関係情報で あって主務省令で定めるも の	1万人未満	生活保護法による保護の決定及 び実施又は徴収金の徴収に関す る事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者
日本私立学校振興・ 共済事業団	番号法 第19条第8号 別表 項番35	私立学校教職員共済法による 短期給付の支給に関する事務 であって主務省令で定めるも の	介護保険給付関係情報で あって主務省令で定めるも の	1万人未満	私立学校教職員共済法による短 期給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範 囲に該当する者

国家公務員共済組合	番号法 第19条第8号 別表 項番42	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長又は国民健康保険組合	番号法 第19条第8号 別表 項番44	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	番号法 第19条第8号 別表 項番55	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
地方公務員共済組合	番号法 第19条第8号 別表 項番59	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	番号法 第19条第8号 別表 項番61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

市町村長	番号法 第19条第8号 別表 項番61	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	番号法 第19条第8号 別表 項番82の2	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
後期高齢者医療広域 連合	番号法 第19条第8号 別表 項番85	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
都道府県知事等	番号法 第19条第8号 別表 項番94	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
都道府県知事又は広 島市長若しくは長崎 市長	番号法 第19条第8号 別表 項番96	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

市町村長	番号法 第19条第8号 別表 項番100	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
都道府県知事又は市町村長	番号法 第19条第8号 別表 項番117	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

⑥提供方法	⑦時期・頻度
情報提供ネット ワークシステム	照会を受けた ら都度
情報提供ネット ワークシステム	照会を受けた ら都度
情報提供ネット ワークシステム	照会を受けた ら都度

情報提供ネット ワークシステム	照会を受けた ら都度
情報提供ネット ワークシステム	照会を受けた ら都度
情報提供ネット ワークシステム	照会を受けた ら都度

情報提供ネット ワークシステム	照会を受けた ら都度

情報提供ネット ワークシステム	照会を受けた ら都度

情報提供ネット ワークシステム	照会を受けた ら都度

情報提供ネット ワークシステム	照会を受けた ら都度
情報提供ネット ワークシステム	照会を受けた ら都度